

第1 計画策定の趣旨

子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本区においては、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」策定とあわせて、これまでの次世代育成支援対策を継続して推進していくために、「墨田区次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

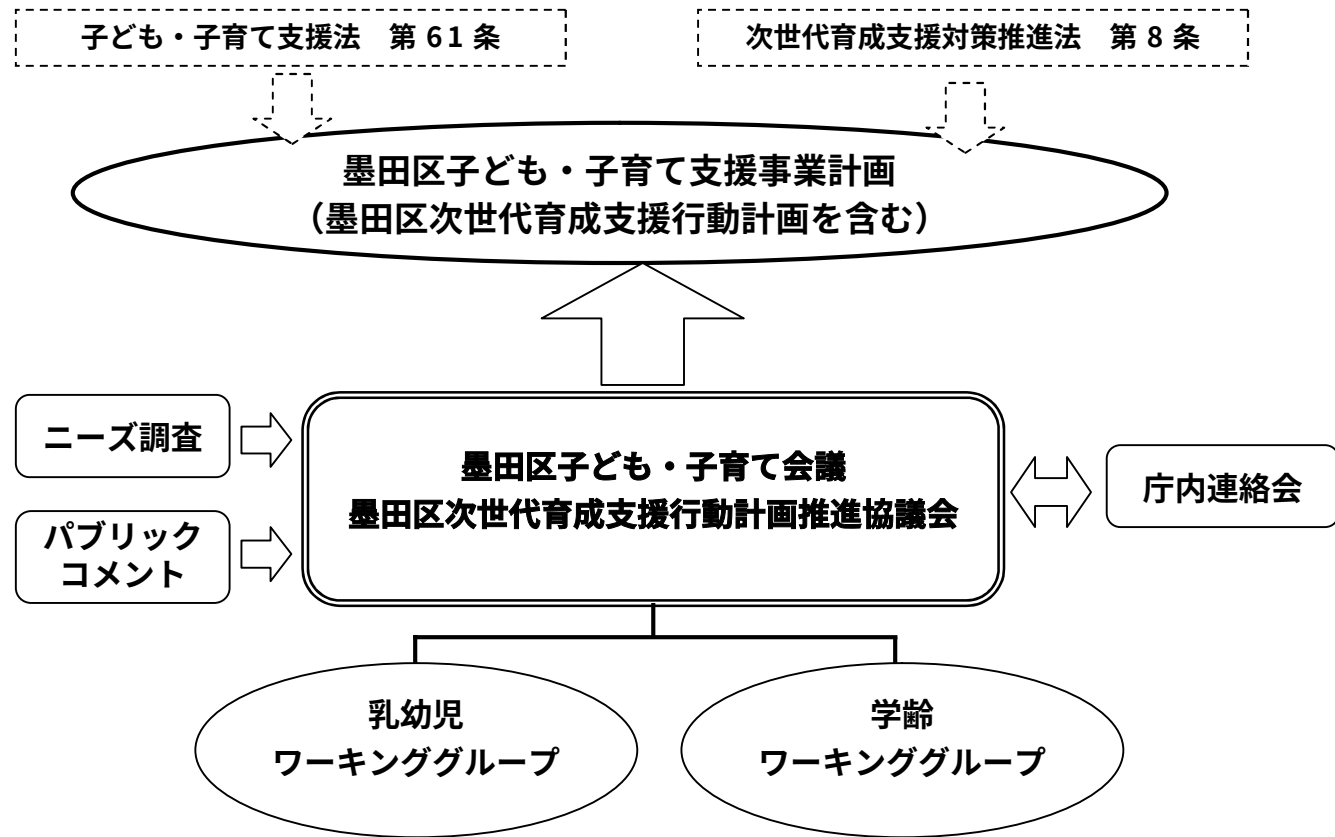
第2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めるものです。また、次世代育成支援対策を内包するものとして策定するとともに、墨田区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

第3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期とします。

第4 計画の策定体制



第5 ニーズ調査

本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」「青少年の生活等に関する調査」を実施し、平成26年3月に集計結果報告書としてとりまとめました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。

第6 基本理念

「子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ」

第7 5年後の将来像

- ◎子ども：心身ともに健康に育ち、すみだに愛着と誇りを持つ気持ちで育まれている
- ◎子育て家庭：安心して子どもを生み、子どもの尊い命を守りながら、生きがいを持って子育てをしている
- ◎地域（企業含む）：地域の力によりみんなで子育てし、子どもの未来への可能性を引き出している

第8 基本目標

- ①子どもの最善の利益を優先します
【具体的な方向性】
 - (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
 - (2) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備
 - (3) 子どもの心とからだの健康づくりの促進
- ②保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します
【具体的な方向性】
 - (1) 親と子の健康づくりの促進
 - (2) 子育て支援サービスの充実
 - (3) 認定こども園・保育園・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上
- ③困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします
【具体的な方向性】
 - (1) ひとり親家庭等への支援
 - (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
 - (3) 保護が必要な子どもとその家庭への支援
 - (4) 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援
- ④地域の子育て力及び連携を強化します
【具体的な方向性】
 - (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
 - (2) 地域の子育て力の育成と協働
 - (3) 企業等の子育て力との協働
 - (4) 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築
 - (5) 子どもの安全・安心を守るための環境の整備
- ⑤ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します
【具体的な方向性】
 - (1) ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進
 - (2) 子育てにやさしいまちづくりの推進
 - (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

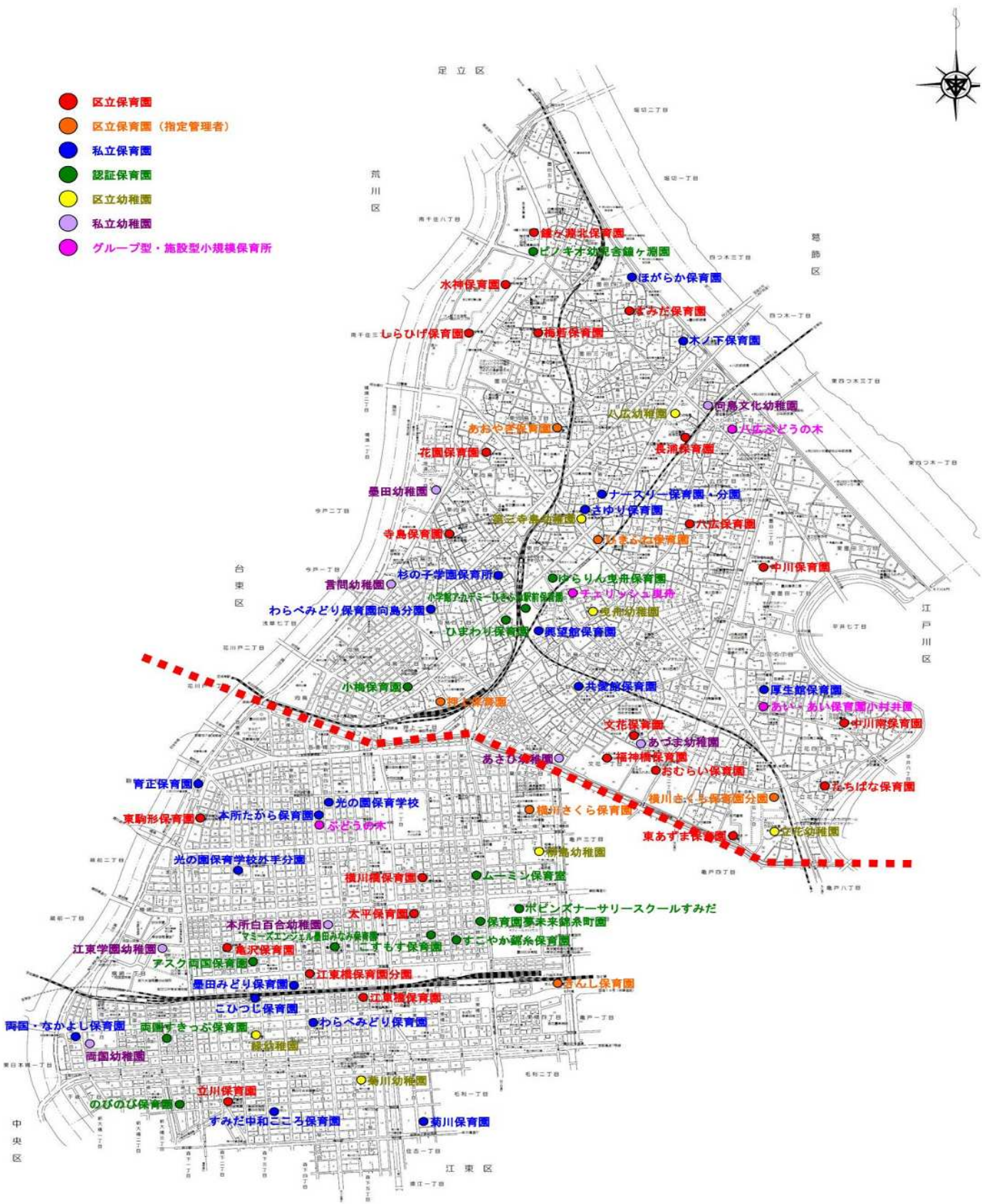
第9 主な取組

基本目標を実現するため、以下のような施策等を「墨田区子ども・子育て会議」において検討しています。

- ① 子どもの最善の利益を優先します
 - ・児童館機能の強化
 - ・学童クラブと放課後子ども教室の連携（放課後子ども総合プラン）
 - ・子どもが主体の共同的な学びプロジェクト
- ② 教育の量的整備のみならず、保育の質を重視します
 - ・潜在的ニーズに即した保育所等の整備（認可保育所・認定こども園・小規模保育）
 - ・認可保育所の認定こども園移行対応事業
 - ・家庭的保育事業における給食提供
- ③ 困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします
 - ・要保護児童対策地域協議会の強化
- ④ 地域の子育て力及び連携を強化します
 - ・妊娠・出産・子育ての切れ目のない子育て支援のための情報発信アプリの運用
 - ・すみだのまち工場と保育園との連携
 - ・地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します
 - ・啓発シンポジウムの開催

第10 教育保育の提供区域設定

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）は、待機児童ゼロ・定員内保育の実現のため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す考え方から、南北別に2区域の設定とします。



第11 教育・保育の量の見込みと確保の内容

■認定区分

認定区分	年 齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園など
2号認定		有	認定こども園、保育所など
3号認定	満3歳未満(0～2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業など
(認定対象外)	0～5歳	(無)	子育てひろば、一時預かりなど (基本的に保護者による自宅等での育児となります)

- 現在、以下の施設及び事業について確保策を検討中です。
- 教育・保育施設（1・2・3号認定）
 - 地域子ども・子育て支援事業
 - ・放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営事業）
 - ・時間外保育事業（延長保育事業）
 - ・子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）
 - ・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
 - ・一時預かり事業（幼稚園・その他）
 - ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ・病児・病後児保育事業
 - ・利用者支援事業
 - ・妊婦健康診査
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業

第12 今後の推進体制

計画の推進にあたっては、市内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、区内の教育・保育事業者、学校、区民との連携・協働を推進しながら施策の充実を図っていきます。

計画の進捗状況の管理にあたっては、「墨田区子ども・子育て会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

第13 今後のスケジュール

